



監査等委員会設置会社への移行が進む — 上場会社の4社に1社が監査等委員会設置会社に！ —

2015年5月施行の会社法改正で創設された監査等委員会設置会社に移行する会社が、年々増えています。本年6月末時点で移行した会社は927社となり、ついに上場会社の4社に1社が監査等委員会設置会社となりました。2015年6月に適用開始となったコーポレートガバナンス・コード(以下、CGコードという)で独立社外取締役の2名確保が要請されたこともあり、社外取締役と社外監査役の重複感・負担感を解消できる監査等委員会設置会社への移行が進みました。社外取締役がゼロまたは1名の会社において、監査等委員会設置会社へ移行することで社外取締役を2名以上確保することができれば、取締役会での議決権を有する社外役員が増加することとなり、ガバナンス機能の強化につながると考えられます。

監査等委員会設置会社のメリットの一つとして、重要な業務執行の決定が取締役に委任可能であることが上げられます。監査役会設置会社では、①重要な財産の処分および譲受け、②多額の借財、③支配人その他の重要な使用人の選任および解任、④支店その他の重要な組織の設置・変更・廃止等、重要な業務執行の決定は取締役会決議が必要で、取締役に委任できません(会社法362条④)。監査等委員会設置会社へ移行することで、これらの重要な業務執行の決定を取締役に委任することができるので(注)、取締役会の決議事項を大幅に削減することができます。CGコードで要請されている取締役会の実効性評価を各社が実施する中で、「小規模な案件についても取締役会決議が必要で、スピード感ある意思決定ができていない」、「個別の案件が多く、5年後、10年後の中長期的な経営戦略・経営計画についての議論できない」といった声が多く寄せられており、その対策として期待できます。

監査役会設置会社でも重要性の基準を高めを設定することで、取締役会の付議事項を絞り込むことはできますが、重要性についての明確な基準は存在しないことから限界があります。監査等委員会設置会社へ移行することで、資産処分や人事案件、支店の設置等、重要な業務執行についてスピード感をもって決定することが可能となります。付議事項が減少すれば時間が空いた分で、中長期的な経営戦略や経営計画についての議論に時間を割くことが可能となります。監査等委員会設置会社は取締役会の実効性を強化し、機動的な意思決定を可能とするとして注目されており、時価総額が1兆円を超える会社でも移行事例があるなど、広がりがみられます。

監査等委員会設置会社への移行には定款変更等の株主総会決議が必要の他、内部統制システム、社内規定等の見直しが必要です。弊社では移行をサポートするコンサルティングメニューを用意しておりますので、監査等委員会設置会社にご関心がございましたら、弊社営業担当までお気軽にお声がけください。

(注)具体的には取締役の過半数が社外取締役であること、または所用の定款規定を置くことが必要です(会社法399条の13⑤⑥)

【各種機関設計の推移】

※当社調べ

	2018年		2017年		2016年	
指名委員会等設置会社	72社	2.0%	71社	1.9%	66社	1.8%
監査等委員会設置会社	927社	25.1%	831社	22.8%	676社	18.7%
監査役会設置会社	2,693社	72.9%	2,747社	75.3%	2,881社	79.5%
計	3,692社	100.0%	3,649社	100.0%	3,623社	100.0%

監査等委員会設置会社への移行で機動的な意思決定が可能となります！

2018年8月2日発行

